

第七次国有林野施業実施計画書

第一次変更計画 (高知森林計画区)

自 令和 7 年 4 月 1 日
計画期間
至 令和 12 年 3 月 31 日

[変更年月 令和 8 年 3 月]

四国森林管理局

第七次国有林野施業実施計画（高知森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程（平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、以下のとおり変更する。

なお、本変更計画は、令和8年4月1日から適用する。

【変更理由】

災害復旧等のため、治山計画の溪間工を追加

【変更する項目】

5 治山に関する事項

※本計画書内に関して共通する注釈

1. 集計表は、単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。
2. 下線部は、変更箇所である。

5 治山に関する事項

位 置 (林班)	区 分	工 種	計 画 量
(高知中部) 9、11、12、13、14、28、52、 73、74、75、76、79、80、81、 82、88、89、90、91	保安林の整備	その他 (森林整備)	150.00ha
(高知中部) [21～26]、[49～63]、 [66～72]、[76～82]、 [84～90]、[91] (嶺北) [57～60]	保全施設	溪間工	7箇所
(高知中部) [49～63]、[64、65]、 [66～72]、[91] (嶺北) [57～60]		山腹工	5箇所
合 計	保安林の整備	その他	150.00ha
	保全施設	溪間工	7箇所
		山腹工	5箇所
		計	8箇所

注1：林班[]の区分は、事業評価の地区単位。

注2：保全施設の計は、溪間工・山腹工が重複する箇所は1箇所として集計した。

注3：災害復旧等緊急を要する場合には、計画箇所以外においても実行可能。